

和歌山市重度障害者等就労支援特別事業の概要

1 事業の内容

障害者の雇用を促進するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等の通勤や職場等における支援を実施します。

2 支援の内容

(1) 民間企業で雇用されている方

- ① 職場支援 排泄、食事、コミュニケーション等の支援、喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等（以下「身体の介護」という。）が本事業の対象です。

※ 文書の作成・朗読、機器の操作・入力（文・デザインの創案を除く）等（以下「業務の支援」という。）は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）の「障害者雇用納付金制度」に基づく助成金（以下「雇用助成金」という。）の対象です。

- ② 通勤支援 利用開始後4か月目から本事業の対象です。

※ 利用開始後3か月目までは「雇用助成金」の対象です。

(2) 自営業者の方

- ① 職場支援 「身体の介護」及び「業務の支援」ともに本事業の対象です。

- ② 通勤支援 利用開始から本事業の対象です。

3 対象者

重度訪問介護、同行援護又は行動援護の障害福祉サービスの支給決定を受けており、本事業による支援の提供がなければ就労の継続が困難であると認められる方で、次のいずれかに該当する方。

(1) 民間企業に雇用されている方

1週間の所定労働時間が10時間以上の方、又は10時間未満でも、10時間以上に引き上げることを目指すことが関係者による支援計画書において確認できた方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く。）

(2) 自営業者の方

当該自営業等に1週間のうち10時間以上従事することにより所得の向上が見込まれる方

（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用等される者その他これに準ずる者を除く。）

4 サービス提供事業者

サービス提供（ヘルパー派遣）を行う事業者は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行っている指定障害福祉サービス事業者となります。

5 利用時間

重度訪問介護 月 1 4 0 時間の範囲内
同行援護 月 4 0 時間の範囲内
行動援護 月 4 0 時間の範囲内

6 支給期間

(1) 民間企業で雇用されている方

職場支援 利用開始から年度末まで
通勤支援 利用開始後 4 か月目から年度末まで

(2) 自営業者の方

職場支援 利用開始から年度末まで
通勤支援 利用開始から年度末まで

7 利用者負担額

本事業に要した費用の 1 割負担です。

また、利用者負担額の上限額は、既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定時において設定されている額と同額が、本事業として設定されます。

生活保護世帯・市民税非課税世帯 0 円
市民税課税世帯（所得割 1 6 万円未満） 9, 3 0 0 円
市民税課税世帯（所得割 1 6 万円以上） 3 7, 2 0 0 円

（既存の重度訪問介護、同行援護、行動援護と本事業の利用者負担額を合算した金額が上記の上限額を超えた場合、超えた分は償還されます。）

8 利用の手続き（年度ごとに決定するので、毎年度申請が必要です。）

(1) 提出書類

- ・申請書
- ・受給者証の写し
- ・支援計画書
- ・雇用されていることを証する書類
- ・自営業者であることを証する書類

(2) 書類提出後、支給を決定した場合は支給決定通知書を送付しますので、支給決定通知書が届いたら、サービスを受けることができます。